

J R 四国労組ニュース

2023年3月17日（No.22／1） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

2023 春季生活闘争妥結

組合員の奮闘や人財確保の必要性、物価高騰等への対応を粘り強く訴え、
未来につながる一歩を踏み出す『賃金』及び『制度』改善を勝ち取る！

◆『定期昇給実施』とともに3年ぶりの賃金改善を実現！

ベア『2,000 円』！

◆ エキスパート組合員の基本賃金改善！

保障給『2,000 円』引き上げ！

◆ 準組合員の基本賃金改善！

・パートナー社員：一律『1,600 円』 ・サポーター社員：一律『10 円』

◆ 教導手当倍増！

・列車乗務員：160 円 → 320 円

・動力車乗務員：（本線）210 円 → 420 円、（構内入換）160 円 → 320 円

◆ 緊急呼出手当改善！

・深夜時間帯：1,020 円→2,000 円 深夜時間帯以外：510 円→1,000 円

◆ 保存休暇の適用範囲拡大

・「小学校就学の始期に達するまでの子の育児を行う場合」に加え、

「小学校等が臨時休校」の場合にも使用可能に！

・私傷病による「入院」時に1日目から使用可能に！

◆『賃金制度等の一部改正について』会社より提案

業務手当の新設や特殊勤務手当の見直し等を2023年10月1日より実施する旨の提案を受けた。※詳細は本文並びに別紙1参照

J R 四国労組ニュース

2023年3月17日（No.22/2） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

J R 四国労組は本日、3回目となる「2023 春季生活闘争」についての団体交渉を行った。

「未来づくり春闘」を掲げた今春闘では、近年にない物価高騰等の影響により苦しむ組合員の実情を強く訴えるとともに、喫緊の課題である離職に歯止めをかけ、人財の確保・定着を図るべく、キーワーカーとして職場で奮闘する組合員の働きに価値に相応しい水準への賃金引き上げを求めた。

社会変容や物価高騰等により、会社を取り巻く経営環境は依然厳しくあるものの、今後も「J R 四国としての社会的使命を果たし続けていくためには『人財への投資』が必要不可欠」として英断を求め、粘り強く交渉を展開。「定期昇給実施」に加え3年ぶりとなる賃金改善としてベア「2,000円」を勝ち取ったほか、勤務・賃金制度の改善を果たした。

【申第11号「2023年4月1日以降の賃金引き上げ」について】

回 答 書

2023年3月17日
J R 四 国

2023 年度の新賃金については、長期的な会社業績の見通しと人材の確保・定着の双方を考慮しながら検討しました。

現在の当社を取り巻く経営環境は、人口減少及び少子化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の影響や社会変容により、以前までの収入水準に戻らないことが想定されるなど、今後も不透明な状況が継続する見通しです。

こうした厳しい状況においても、当社には四国における基幹的公共輸送機関としての役割を果たしていく社会的使命があります。そのためには、安定的な人材の確保・定着が極めて重要であり、従業員一人ひとりが持つ能力と意欲を最大限発揮することで、山積する課題を解決していかなければなりません。

この間、感染症が猛威を振るう中にあっても従業員一人ひとりが安全・安定輸送や業務運営の継続に努めた点や、新たな支援策への対応、省力化・省人化に対する取り組み、貴組合の諸課題に対する協力などを最大限考慮するとともに、今後の従業員の奮闘と貴組合の一層の協力を強く期待して、下記のとおりのお答とします。

記

1 社員の基本給

(1) 賃金改善（ベースアップ）

基本給表に定める金額を一律 2,000 円引き上げる。

(2) 定期昇給

2023 年 4 月 1 日現在、満 55 歳未満の社員について、定期昇給を実施し、所定昇給号俸は次表のとおりとする。

	同一等級在級年数		
	0～4 年	5～8 年	9 年～
昇給実施日現在の年齢が 49 歳以下	4 号俸	3 号俸	2 号俸
昇給実施日現在の年齢が 50 歳以上 54 歳以下	3 号俸	2 号俸	

J R 四国労組ニュース

2023年3月17日（No.22／3） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

- 2 エキスパート社員の基本賃金
保障給を2,000円引き上げる。
- 3 契約社員（パートナー社員）の契約基本賃金
契約基本賃金表に定める金額を一律1,600円引き上げる。
- 4 契約社員（サポーター社員）の契約基本賃金
契約基本賃金を一律10円引き上げる。
- 5 精算時期
新賃金の精算時期は、2023年6月の賃金支払日とする。
- 6 実施順序
2023年4月1日の社員の昇給等の実施順序については、次のとおりとする。
なお、2023年4月分の賃金は、(1)実施後の基本給により支払う。
 - (1) 2023年4月1日付の等級の異動の整理
 - (2) 2023年4月1日の昇給の整理
 - (3) 年齢別による保障基本給の整理（4月1日）
 - (4) 新基本給への移行（4月1日）

以 上

【申第12号「労働時間の短縮及び制度改善」について】

〔勤務・働き方関係〕

- 11 次の項目を有給休暇とされたい。あわせて保存休暇適用条件を改善されたい。
 - (6) 保存休暇適用の「小学校就学の始期に達するまでの子の育児を行う場合」を「中学校就学の始期に達するまで」に拡大（保存休暇適用条件拡大）
⇒ 小学校等の臨時休校等に伴い急遽子の世話をを行う場合に、必要な日数保存休暇を使用できるものとします。
実施時期は、2023年4月1日とします。
 - (9) 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合は、欠勤継続日数に関係なく適用されたい（保存休暇適用条件拡大）
⇒ 私傷病により病院に入院する場合に、欠勤継続日数に関わらず、入院日数を限度として保存休暇を使用できるものとします。
実施時期は、2023年4月1日とします。

〔賃金・諸手当関係〕

- 20 乗務員手当及び教導手当を増額されたい。
⇒ 教導手当の支給額を、列車乗務員については1行路につき「160円」から「320円」に、動力車乗務員（本線乗務）については1行路につき「210円」から「420円」に、動力車乗務員（構内入換）については1日につき「160円」から「320円」に改定します。
実施時期は、2023年4月1日以降新たに開始となる勤務から適用します。

J R 四国労組ニュース

2023年3月17日（No.22/4） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

24 緊急呼出手当を増額するとともに、労働時間は呼出時間（指示を受けた時間）からとされたい。

⇒ 緊急呼出手当の支給額を、深夜時間帯の場合については「1,020 円」から「2,000 円」に、深夜時間帯以外の時間帯の場合については、「510 円」から「1,000 円」に改定します。

実施時期は、2023 年 4 月 1 日とします。

【会社からの提案】

- 1 職業能力開発大学校（応用課程及び専門課程）卒業者の初任給について、学校卒業者初任給を適用することとします。なお、応用課程の卒業者は大学、高等専門学校（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）と同じ取扱いとし、専門課程の卒業者は短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程に限る。）と同じ取扱いとします。

実施時期は、2023 年 4 月 1 日とします。

<主な交渉内容>

〔小学校等の臨時休校等に伴い急遽子の世話をを行う場合について〕

組 合：臨時休校等によって保存休暇を使用する場合、社員等からの申し出は前日、当日であっても認められるのか。また、臨時休校等にはコロナやインフルエンザによる学級閉鎖のほか、台風による休校も含まれるのか。

会 社：勤務日当日に休校が判明した場合、当日の申し出であっても会社が承認を与えた場合には認められる。ただし、予め年休を申請していた場合は暦日開放となることから、前日までに年休の取り消しを行う必要がある。
臨時休校の対象はその認識で相違ない。なお、例えば運動会等の振り替えによって平日が休日となり子の世話をを行うことがあると思うが、これは事前に想定されることから対象とはしない。

組 合：子自身が感染症等に罹患した場合はどうか。

会 社：臨時休校等になっていなければ使用できない。

〔私傷病により病院に入院する場合について〕

組 合：保存休暇を使用する場合、診断書の取得は必要か。また、日帰り入院も対象となるか。

会 社：医療機関より交付される診療計画書に入院日数や病名が記載されると認識しており、日帰り入院であっても、当該書面の提出（写しも可）をもって使用が可能である。ただし、5 日以上欠勤は療養見込みの確認が必要となるため、保存休暇であってもこれまでどおり診断書の取得が必要である。

J R 四国労組ニュース

2023年3月17日（No.22/5） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、

- ◆ 収入は回復基調にあるものの、コロナ禍による社会変容や物価高騰等の影響を受け続ける会社の現状に鑑み、今春闘は非常に厳しい交渉を強いられたが、この間の組合員の奮闘を強く訴えた結果として、3年ぶりに賃金改善を勝ち取ることができた。

また、エキスパート組合員についても保障給の引き上げが図れたほか、準組合員についても、月給・時給それぞれで一律引き上げ（月給に対しては8h／日×20日として、1時間あたり10円の上積みを確認）が図れた。

- ◆ 組合員の声や大会等での発言を踏まえ、この間強く訴え続けてきた教導手当・緊急呼出手当の改善など複数項目の改善が図れた。

などを議論し、ベア2,000円等の回答は現時点での会社の精一杯の回答であると判断した。引き続き人財の確保に向けて、今春闘で踏み出した一步を、今後の期末手当交渉や総合労働協約改訂等交渉に波及させていく必要があり、『ユニオンビジョン2023』を中心に全組合員一丸となってJR四国労組運動を展開していくことを確認した上で、本日15時に妥結した。

また、交渉終了後、会社より「賃金制度等の一部改正について」提案があり、これについて議論した。

<会社側からの提案>

【賃金制度等の一部改正について】（別紙1参照）

<主な交渉内容>

組 合：改正の目的及び金額の算出根拠を明らかにされたい。

会 社：省力化・省人化の観点から、附属機関・現業機関の業務の見直しを進めているところ、特殊勤務手当や職務旅費の日当の支給について、一部手作業で集計を行っており、事務担当者の負担となっている事実が確認できたことから、支給要件の簡素化により負担軽減を図りたいと考えている。実績値を元に算定し、平均値ではなくあくまで不利益な変更とならないよう、支給額は直近5年の実績から、系統別で最も多く支給された社員の年間支給額を元に設定している。

なお、ものがたり企画室、運転区所の乗務員については、職務旅費の日当が支払われているが、システムの関係上、実績がとれないため、理論値として、乗務可能な最大日数を元に算出した。

組 合：理論値としての根拠について詳しく説明されたい。

会 社：ものがたり企画室においては1ヵ月における観光列車の運行日数等、乗務員については36協定に抵触しない範囲での勤務日数を考慮し、それぞれ

J R 四国労組ニュース

2023年3月17日（No.22／6終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

最大値とした。

組 合：助勤期間中に対して、乗務員には1日あたり100円支給されるため、差が生じるのではないか。

会 社：助勤者に対しては、助勤期間のうち年休取得日以外は日当を支払っている。この場合の職務旅費が100円／日のため、最大で月3, 100円支給されるケースがあることから、この部分だけ着目すると差が生じているが、長いスパンで考慮した際、不利益には該当しないと考えている。

組 合：本社から現業機関に助勤した者には支給されないのか。

会 社：職務旅費における日当についてはこれまでも貴側と協議をしてきたが、通信費として整理を行っている。本社社員には現在業務用スマートフォンを貸与していることから、支給対象としては考えていない。

組 合：本日提案を受けた内容については、持ち帰り検討する。

本提案に対しては、論点を整理した上で、別途交渉を行うことを業務対策委員会にて確認した。

以上

賃金制度等の一部改正について

2023 年 3 月

J R 四 国

標題について、社員、エキスパート社員及び契約社員の賃金制度等を、以下のとおり一部改正する。

1 業務手当の新設

- (1) 次の箇所で勤務する又は該当する業務に従事する社員及びエキスパート社員に対し、業務手当を支払う。ただし、専ら事務業務を行う者を除く。

ア ものがたり企画室に勤務する者 月額 1,500 円

イ 駅及びワープ支店に勤務する者 月額 2,100 円

ウ 運転区所に勤務する者のうち乗務員及びその管理業務に従事する者
月額 1,400 円

エ 運転区所に勤務する者のうち検修業務及びその管理業務に従事する者
月額 2,100 円

オ 工場に勤務する者 月額 3,300 円

カ 保線区、土木技術センター及び工事所に勤務する者 月額 4,700 円

キ 機械建築区に勤務する者 月額 1,600 円

ク 電気区及び電気工事所に勤務する者 月額 4,500 円

- (2) 次に該当する契約社員に対し、業務手当を支払う。ただし、契約社員（サポーター社員）については、アに該当する者のみ支払う。

ア アテンダントの基本賃金が適用されている者 月額 1,500 円

イ 列車乗務員、動力車乗務員及び客室乗務員の基本賃金が適用されている者
月額 1,400 円

- (3) 業務手当は基準外賃金とする。

- (4) 業務手当は毎月 25 日（エキスパート社員及び契約社員は毎月 20 日）にその月分を支払う。なお、当日が銀行等の休日にあたるときは、その直前の銀行等の休日でない日とする。

- (5) 業務手当はそれぞれ併せて支払わない。

- (6) 業務手当は職務手当及び技能手当と併せて支払うことができる。

- (7) 出向中の社員及びエキスパート社員については、出向先において業務手当の支払対象と同様と認められる業務等に従事する場合に支払う。

- (8) 第 1 号、第 2 号又は第 7 号のほか、会社が特に必要と認めた場合については、本人の業務内容及び他との均衡等を考慮して、業務手当を支払うことがある。

2 特殊勤務手当の見直し

以下の特殊勤務手当を廃止する。

- (1) 放射線作業手当
- (2) 工場等特殊作業手当
- (3) 防疫等作業手当
- (4) トンネル内等作業手当
- (5) 汚物処理等作業手当
- (6) 高所等作業手当
- (7) 高圧活線作業手当
- (8) 復旧警備作業手当
- (9) 自動車運転手当

※ 交代制等勤務手当、夜間特殊業務手当、乗務員手当、中休勤務手当、教導手当、緊急呼出手当及びアテンダント手当の取扱いについては、従前のとおりとする。

3 割増賃金に関する取扱いの改正

- (1) 1時間当たり賃金額の算式の分子に業務手当を追加する。
- (2) 特殊勤務手当の割増に関する取扱いを廃止する。
- (3) その他、賃金の減額等及び休職等の取扱いについては、職務手当と同様に取り扱うものとする。

4 職務旅費の見直し

職務旅費の日当（常例用務旅行、助勤旅行、乗務員、その他乗務）を廃止する。

5 実施時期

2023年10月1日（割増賃金に関する改正については、実施日以降新たに開始する勤務から適用する。）